平成２２年（再イ）第１８５号
大阪府泉佐野市葵町３丁目４番24号
再生債務者　鍛治　武彦
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年２月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年３月１日
大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

平成２２年（再イ）第９０号
広島市安佐北区口田１丁目３番11―902号
再生債務者　新藤　一幸
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年２月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年３月１日
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（再イ）第２９号
福島市岡部字当木28番地の４　岡部グリーンヒルズ当木Ａ棟
再生債務者　成澤　正美
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年３月１日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年３月２日　福島地方裁判所

平成２２年（再イ）第９７号
栃木県宇都宮市下川俣町128番地25
再生債務者　馬場　匡
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年３月１日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年３月２日
宇都宮地方裁判所第１民事部

平成２２年（再イ）第９８号
栃木県宇都宮市下川俣町128番地25
再生債務者　馬場みどり
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年３月１日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年３月２日
宇都宮地方裁判所第１民事部

平成２２年（再イ）第８号
富山県魚津市新宿１番９号
再生債務者　武笠三代子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年３月１日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年３月２日　富山地方裁判所魚津支部

平成２２年（再イ）第２７号
山梨県中巨摩郡昭和町西条940番地１　フレグランス940―405号
再生債務者　宮原　真紀
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年３月１日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年３月２日
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（再イ）第１３７号
愛知県岡崎市西大友町字森下43番地11
再生債務者　大島　見治
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年３月１日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年３月２日
名古屋地方裁判所岡崎支部

平成２２年（再イ）第１７０号
大阪府和泉市山荘町336番地の９
再生債務者　堀田　良史
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年３月１日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年３月２日
大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

平成２２年（再イ）第１７６号
大阪府和泉市葛の葉町113番地の１
再生債務者　堂本宗太郎
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年３月１日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年３月２日
大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

平成２２年（再イ）第１９２号
大阪府泉南市信達大苗代1053番地の５泉南一丘住宅69棟701号
再生債務者　森　好章
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年３月１日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年３月２日
大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

平成２２年（再イ）第１９３号
大阪府泉南市信達大苗代1053番地の５泉南一丘住宅69棟701号
再生債務者　森　正代
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年３月１日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年３月２日
大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

平成２２年（再イ）第３２号
山口県下関市長府満珠町４番22号
再生債務者　田村　和子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年３月１日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年３月２日
山口地方裁判所下関支部再生係

平成２２年（再イ）第３７号
山口県下関市一の宮町５丁目７番１号　Ｇ．ＨＯＵＳＥ―202号
再生債務者　藤本　高弘
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年３月１日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年３月２日
山口地方裁判所下関支部再生係

平成２２年（再イ）第３６号
山口県宇部市大字東須恵906番地８　中野県営住宅４棟302号
再生債務者　水津　行代
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年３月１日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年３月２日　山口地方裁判所宇部支部

独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構埼玉地域支社公告第11号

狭山都市計画狭山市駅西口地区第一種市街地再開発事業に係る権利変換計画の変更について、都市再開発法（昭和44年法律第38号）第86条第１項の規定に基づき、下記のとおり公告する。
平成 23 年３月 15 日
独立行政法人都市再生機構埼玉地域支社
地域支社長　渡辺　輝明
記
1　第一種市街地再開発事業の名称
狭山都市計画狭山市駅西口地区第一種市街地再開発事業
2　施行者の名称
独立行政法人都市再生機構
3　事務所の所在地
埼玉県狭山市入間川一丁目４番57号
4　権利変換計画に係る施行地区に含まれる地域の名称
埼玉県狭山市入間川一丁目、二丁目及び三丁目の各一部
5　権利変換計画の認可を受けた年月日
平成19年６月22日
6　権利変換計画について軽微な変更をした年月日
平成23年２月23日
以　上